

(別紙 2 - 1 くろまぐろ (小型魚))

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 くろまぐろ (小型魚)

特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）において採捕されるものであって、30キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。

第 2 管理年度

大臣管理区分 1月1日から同年12月末日まで

都道府県 4月1日から翌年3月末日まで

第 3 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「WCPFC」という。）での合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パ

ーセントとする。

第4 漁獲シナリオ

少なくとも60パーセントの確率で、第3の資源管理の目標を上回る状態を維持する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。

1 くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日（養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日）からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日（養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日）から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かじき等流し網漁業等（かじき等流し網漁業（許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいい、同省令別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄第4号に掲げる海域において、法第36条第1項に基づくかじき等流し網漁業の許可を受けた者により行われる総トン数10トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業を含む。）及び東シナ海等かじき等流し網漁業（同省令第2条第11号に掲げる漁業をいう。）をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の11月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の12月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。以下この管理区分において同じ。）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量（流し網を使用したものに限り、当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

（ア）（a）及び（b）を合計した割合（小数点第5位以下を切捨てたものとする。）

（a） 10パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

(b) 90パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。ただし、当該船舶が(ア)から(ウ)までのいずれか2つに該当する場合には、それぞれに定める数値を合計した数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によりかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（小

型魚)の漁獲量の合計値

- (イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によるかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ(小型魚)の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ(小型魚)の漁獲量の合計値(当該船舶により当該起業の認可の期間中に流し網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間における当該船舶のくろまぐろ(小型魚)の漁獲量を加えた数量)
- (ウ) 当該船舶により流し網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は

漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定によるかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

かじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の許可又は起業の認可を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

12月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

3 くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいい、同省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準

令和 3 管理年度から令和 5 管理年度の管理年度ごとの大臣管理区分又は都道府県の漁獲実績の比率の平均値（以下この別紙において「基礎比率」という。）を用いることを基本として配分するものとする。

ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和 6 管理年度の大員管理漁獲可能量又は都道府県に配分する数量に相当する数量（4 に基づき行う過去の超過分の差引きや、同一の大員許可漁業又は都道府県内でのくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への数量の振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「基礎配分」という。）を下回る大員管理区分及び都道府県にあっては、基礎比率を用いて算出した数量に代えて令和 6 管理年度の基礎配分とすることを基本とした上で、必要な調整を行う。

(2) 各都道府県への配分の基準

基礎比率を用いて配分することを基本とする。

ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和 6 管理年度の都道府県別漁獲可能量に相当する数量（4 に基づき行う過去の超過分の差引きや、都道府県内でのくろまぐろ（小型魚）からくろ

まぐろ（大型魚）への数量の振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「都道府県別基礎配分」という。）を下回る都道府県にあつては令和 6 管理年度の都道府県別基礎配分とすることを基本とする。

その上で、令和 6 管理年度の都道府県別基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う。

さらに、国は、当該調整の後、以下の①から⑤に掲げる上乘せ又は追加配分を行う。

これらの調整、上乘せ又は追加配分にあたり、国は、一定の数量を確保した上で行うものとする。

（当初に上乘せするもの）

- ① 混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は令和 6 管理年度の都道府県別基礎配分が 1 トン以下となる都道府県に対して上乘せするもの
- ② 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、
①の上乗せ後の数量が少ない都道府県に対して上乘せするもの
- ③ 第 2 管理期間及び第 3 管理期間の超過分の差引きにより、基礎比率が低くなる都道府県への影

響緩和を目的として、該当する都道府県に対し②までの上乗せ後の数量に上乗せするもの（管理年度中に追加配分するもの）

④ 管理年度中の都道府県別漁獲可能量の融通を促進することを目的として、前管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分するもの

⑤ 漁獲可能量の有効利用を目的として、前管理年度の消化率が高い都道府県に追加配分するもの

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、配分する漁獲可能量を明示して行うものとする。

3 漁獲可能量の繰越分について

(1) 大臣管理区分の管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち、各大臣管理区分ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量の10パーセントとする。残りの未利用分については、国が留保するものとする。

(2) 都道府県の管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分のうち、各都道府県

ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各都道府県の都道府県別漁獲可能量の10パーセントとする。残りの未利用分及び当該管理年度が終了した時点での国の留保の総量は、W C P F Cで合意された繰越率を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとし、前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県を優先するものとする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るくろまぐろ（小型魚）を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がくろまぐろ（小型魚）について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するもの

とする。

- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

W C P F Cにおいて、小型魚の増枠後も0歳魚（2キログラム未満）の漁獲をW C P F Cで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、国及び都道府県は、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行うこととする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

1 数量の明示について

くろまぐろ（小型魚）の数量管理においては、各管理区分において数量を明示するものとする。

2 大臣管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。